

# 家畜衛生だより

令和2年6月発行  
最上家畜保健衛生所  
最上地域家畜畜産物衛生指導協会  
Tel: 29-1357 Fax: 23-2944

## 飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充

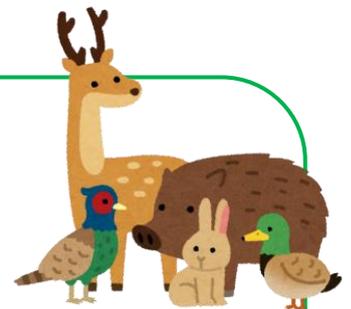
令和2年4月3日、飼養衛生管理基準の遵守を一層徹底することなどを目的として家畜伝染病予防法が改正されました。ポイントは以下の4点です。

- ①衛生管理区域の出入りの際の消毒を義務化
- ②家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに、飼養衛生管理者を選任
- ③国は飼養衛生管理の指導等に係る指針、都道府県は計画を策定
- ④飼養衛生管理に関する措置、罰則の強化 ほか

今後、4回に分けて、家伝法の改正とともに改正された飼養衛生管理基準の内容について、皆さまに詳しくお知らせしていきたいと思っております。

予告! 【飼養衛生管理基準の改正について】

- 第1回 飼養衛生管理基準の改正の概要
- 第2回 衛生管理区域への侵入防止対策についてⅠ  
(人、車両等の交差汚染防止、愛玩動物の飼養禁止等)
- 第3回 衛生管理区域への侵入防止対策についてⅡ  
(野生動物の対策)
- 第4回 飼養衛生管理マニュアルの作成について



★飼養衛生管理者の選任については、すでに皆さんに文書をお送りしておりますので、ご記入の上  
6月8日までに「飼養衛生管理者」の報告をお願いします！

ご不明な点は家畜保健衛生所までお問合せください。

最上家畜保健衛生所 電話 0233-29-1357 (休日・夜間も対応)